## 医療救護計画

### 医療体制の確立

##### 医療救護班の設置

医療救護の実施のため、医療救護班を設置する。

###### 医療救護班の種類

医療救護班には以下の2種類がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 救護班 | 編成機関名 |
| 町医療救護班 | 町内の医療機関 |
| 医師会救護班 | 医師会 |

###### 医療救護班の編成

医療救護班は、粕屋医師会と協議調整し、福祉・経済班、町内医療機関、医師会、その他医療機関より、以下の順位で編成する。

＜医療救護班の編成順位＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 順位 | 組織名 | 組織体制 |
| １ | 町内医療部隊 | 福祉医療班、町内の医療機関 |
| ２ | 医師会 | 粕屋医師会の医療機関 |
| ３ | その他の医療機関 | 県等の応援による医療機関 |

###### 医療救護班の人数

医療救護班は、以下の人数を基本に、災害の規模に応じて適宜定める。

＜医療救護班の人数＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 医師 | 薬剤師 | 看護師 | 事務職員 | 運転手 |
| 1～2名 | 1名 | 2～3名 | 1名 | 1名 |

##### 動員計画

###### 応援要請

町長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、必要に応じて、日赤福岡県支部及び近隣市町村への応援要請のほか、県に対し、以下の事項を明らかにして、県の医療救護班の出動及び被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等を要請する。

1. 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
2. 必要とする医療救護班数
3. 救護期間
4. 派遣場所
5. 災害の種類・原因等その他の事項

＜医療体制系統図＞

県対策本部

日本赤十字社福岡県支部

（地区長・分区長）

要請

要請

要請

* 町医療救護班
* 医師会救護班

粕屋医師会

対策本部

（福祉・経済班）

協議

（保健福祉（環境）事務所、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会等）

* 県医療班
* 県・国立医療機関

要請

要請

近隣市町村

* 医療救護班
* 医療機関

###### 関係機関の連絡窓口\*[[1]](#footnote-1)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | 電話番号 | 所在地 |
| 福岡県総務部防災危機管理局  消防防災指導課 | (092)643-3111 | 福岡市博多区東公園7-7 |
| 福岡県保健医療介護部  医療指導課 | (092)643-3273 | 福岡市博多区東公園7-7 |
| 独立行政法人国立病院機構  九州医療センター | (092)852-0700 | 福岡市中央区地行浜1-8-1 |
| 九州大学病院 | (092)641-1151 | 福岡市東区馬出3-1-1 |
| 地方独立行政法人福岡市立病院機構　福岡市立こども病院 | (092)682-7000 | 福岡市東区香椎照葉5-1-1 |
| 日本赤十字社福岡県支部 | (092)523-1171 | 福岡市南区大楠3-1-1 |
| 福岡県赤十字血液センター | (092)921-1400 | 筑紫野市大字上古賀1-2-1 |
| 粕屋保健福祉事務所 | (092)939–1500 | 糟屋郡粕屋町戸原東１-7-26 |
| 粕屋医師会 | (092)652-3100 | 糟屋郡久山町久原3168-1 |
| 福岡県医師会 | (092)431-4564 | 福岡市博多区博多駅南2-9-30 |
| 陸上自衛隊第４師団 | (092)591-1020 | 春日市大和町5-12 |
| 粕屋警察署 | (092)939-0110 | 糟屋郡粕屋町大字上大隈147-1 |
| 粕屋薬剤師会 | (092)939-3356 | 糟屋郡粕屋町若宮1-3-10 |

##### 情報収集・連絡体制

災害時の医療救護活動に際しては、以下の事項を行い情報の収集及び提供に努める。

1. 拠点病院等の医療機関、医師会、保健福祉（環境）事務所、警察、消防本部、自衛隊等と連絡を密にする。
2. 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
3. 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供を行う。

##### 救護所の設置

###### 救護所の設置

災害時における医療救護班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、医療機関等と協議しながら、以下の基準を参考にして適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

1. 被災者の避難収容所
2. 被災地の中心地
3. 被災者の交通の多い地点
4. その他適当と思われる地点

###### 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、政令で定める区域及び期間で町長が開設する臨時の医療施設については、以下の特例が認められる。

1. 医療法第4章（医療施設の開設の許可や管理、監督等）の規定の適用除外
2. 消防法第17条（消防用設備の設置義務等）の規定の適用除外

※上記にかかわらず、町は、消防のための必要な措置を講ずる。

##### 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、知事及び町長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

##### 医療施設の機能の確保

町は、医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な支援を行う。

また、町は、県と連携を図りながら、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給に努め、水道施設等が被災した場合には、応急措置及び関係事業者への緊急復旧の要請を行う。

##### 災害拠点病院

医療救護班または町内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、総括班を通じ県及び隣接市町村等の協力を得て、被災者を収容するための最寄りの医療機関を確保する。

なお、県は、災害拠点病院を指定しており、町の属する粕屋医療圏においては以下の医療機関が指定されている。

＜関係災害拠点病院＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在二次医療圏名 | 医療機関名 | 病床数 | 電話番号 |
| 基幹災害拠点病院 | 福岡・糸島 | 国立病院機構九州医療センター | 702床 | 092-852-0700 |
| 地域災害拠点病院 | 粕屋 | 国立病院機構福岡東医療センター | 549床 | 092-943-2331 |
| 福岡青洲会病院 | 213床 | 092-939-0010 |

第2項医療救護活動

##### 1.活動内容

町は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を派遣し次のような救護活動を行う。

1. 傷病度合による選別等
2. 医療救護
3. 助産救護
4. 医療機関への転送

##### 2.医療救護活動の装備\*[[2]](#footnote-2)

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内医療機関薬局及び県又は近隣市町村に協力を求め調達する。

また、医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能または不足の場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

##### 3.特定医療対策

###### 重症度の判定（トリアージ）

被災者の応急処置に当たっては、負傷等の程度、疾病等の状況により、傷病者を次の段階に区分し、緊急に措置を必要とするものを優先して行う。

＜トリアージの判定＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順位 | 分類 | 識別色 | 内容 |
| 第1順位 | 最優先治療群  （重傷群） | 赤色  （Ⅰ） | 直ちに処置を行えば、救命が可能な者 |
| 第2順位 | 非緊急治療群  （中等症群） | 黄色  （Ⅱ） | 多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 |
| 第3順位 | 軽処置群  （軽症群） | 緑色  （Ⅲ） | 上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者 |
| 第4順位 | 不処置群  （死亡群） | 黒色  （０） | 既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者 |

###### 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

人工透析患者の対応

人工透析患者の対応に関しては、一般社団法人全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき行うとともに、広報医療施設への相談、移送等適切な措置を講ずる。

精神医療

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

###### 助産

助産は、原則として産科医を構成員とする“医療救護班”があたる。但し、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

##### 費用の負担及び補償

医療救護に要した費用は、救助法の規定に基づき、原則、町が負担する。

また、出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

### 第３項　搬送体制の確保

##### 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

##### 拠点病院等への搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な町内の病院への患者搬送は、基本的に町（消防機関）が行う。

##### 広域搬送体制の整備

町内の病院で対応できない患者の広域搬送は、町または県が緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら行う。また、必要に応じてヘリコプターによる搬送を行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。

### 第４項　災害救助法に基づく措置

##### 医療

災害救助法に基づく医療の救助の概要は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 1. 災害のため医療の方途を失った者 2. 応急的に医療を施す必要のある者 |
| 期間 | 災害発生の日から14日以内。但し、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合や、社会的混乱の甚だしい場合等、災害地の特殊事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。 |
| 医療の範囲 | 1. 診療 2. 薬剤、又は治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療及び施術 4. 病院又は診療所への収容 5. 看護 |
| 実施方法 | 1. 原則として“医療救護班”が実施する。 2. 重症患者等で医療救護班では人員、薬品衛生材料等の不足のため、医療を実施できないときは、病院又は診療所に移送し治療をする。 |

##### 助産

災害救助法に基づく助産の救助の概要は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 1. 災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。） |
| 期間 | 分娩した日から7日以内の期間。但し、災害地の特殊事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。 |
| 助産の範囲 | 1. 分娩の介助 2. 分娩前後の処置 3. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 |
| 実施方法 | 1. 医療救護班または助産師による助産を実施する。 2. ｱで困難な場合は、産院又は医療機関で実施する。 |

## 被災者台帳の作成

### 被災者台帳の作成

##### 被災者台帳の作成

町は、町内で災害が発生した場合、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載または記録するものとする。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 罹災証明書の交付の状況
10. 被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先
11. コ．の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
12. その他町長が必要と認める事項

##### 被災者台帳作成のための情報提供

町は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

### 台帳情報の利用及び提供

町は、以下のいずれかに該当する場合は、被災者台帳に記録された情報（台帳情報）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。なお、台帳情報を提供する際の事務手続として、台帳情報の提供を受けようとする者は台帳情報の使用目的など必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。

1. 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
2. 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
3. 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

## 給水計画

##### 給水計画

町は、あらかじめ定める計画に基づき、以下の事項を行い、飲料水の確保及び被災者への給水を実施する。

1. 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。
2. 給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
3. 給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
4. 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。

##### 対象者

給水の対象となるのは、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

##### 給水方法

給水の方法は、以下から適切な方法を選択して行う。なお、応急給水には大きく分けて搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

＜応急給水の実施方法＞

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 方法 |
| 搬送給水 | 1. 給水車または給水車に代用できる散水車の使用 2. ドラム缶、ポリタンク、ペットボトル、ポリ袋等に貯水、車両輸送 |
| 拠点給水 | 1. 浄化器による給水基地の設営 2. 仮設給水栓の設置 3. 消火栓の活用 |

※これらの方法による給水を開始するまでに特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

##### 水質検査

飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたって使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

##### 給水の実施

災害時の応急給水は、以下の基準に従い、少なくとも1人1日当たり3リットルを確保する。

＜給水の実施基準＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給水の条件 | 給水量の基準 | 備考 |
| 1. 飲料水の確保が困難なとき | １人１日当たり３ﾘｯﾄﾙ | 飲料水のみ  所要量 117（ｍ3/日） |
| 1. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき | 飲料水＋雑用水14ﾘｯﾄﾙ | 洗面、食器洗い  548（ｍ3/日） |
| 1. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合 | 20ﾘｯﾄﾙ | イ.＋洗濯用水  783（ｍ3/日） |
| 1. ウ．の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度 | 35ﾘｯﾄﾙ | ウ.＋入浴用水  1,370（ｍ3/日） |

##### 応急給水用資機材の確保\*[[3]](#footnote-3)

応急給水用資機材の確保は以下の方法で行う。

1. 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
2. 町のみでは資機材の確保が困難なときは、周辺市町村及び県に応援を要請する。

## 食糧供給計画

### 食糧供給計画

##### 食糧供給計画の策定

“総括班”は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努めるとともに、被災状況、基準額の範囲等を勘案して食糧供給計画を策定し、被災者の食糧確保と供給に努める。また、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に配慮する。

##### 対象者

食糧供給の対象は以下の者とする。

1. 避難所に収容された者
2. 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等）により炊事ができない者
3. 旅行者、列車、バスの旅客等であって食糧の持ち合わせがなく調達できない者
4. 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧を喪失し持ち合わせのない者
5. ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
6. 救助活動に従事する者（※救助法の対象者にはならない）
7. その他、町長が供給の必要を認めた者避難所に収容された者

##### 住民の対応

避難所に収容された住民以外の住民については、原則として2～3日間は、住民相互で助け合いながら、自身が備蓄している食糧で対応するものとする。

### 食糧の確保

##### 食糧調達の確保及び要請

“総括班”及び“環境農林班”は、以下の事項を行う。

1. 炊出し及び食糧の配給のために必要な原材料、燃料等の確保を行う。
2. 食糧の確保に関しては、関係機関と相互に連携して行い、町内で必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。
3. 通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「米穀の買入れ・

販売等に関する基本要領」及び「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について」に基づき、農林水産省農産局、または、政府所有の食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しの措置をとる。

＜食糧の調達系統＞

生産局

報告

県水田農業振興課（米穀）

県団体指導課（物資）

県福祉総務課（物資）

要　請

周辺市町村

政府米の売却

要供給通知

農林水産省政策統括官九州農政局

指示

米穀、物資供給

政府所有米穀の

保管者

供給申請

要　請

引き渡し

要　請

引き渡し

米穀の給与

受託事業体

宇美町

（環境農林班）

配給

給食

被災者

※

：県の指示を受けられない場合の要請系統

##### 食糧の輸送等

食糧の輸送は、食糧の保管と併せ、調達業者に依頼し輸送・保管計画に基づき実施する。

町内の事業者等から食糧を調達する場合には、各避難所等までの配送を含めて依頼し、町職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。

なお、交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

##### 食糧の受入れ施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食糧の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

### 食糧の配給

##### 配給の実施者

食品の配給は、“総括班”が行う。

##### 配給の方法

食糧の配給は、以下のいずれかの方法により行い、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

なお、炊出し及び食品の配給を実施する場合には、各現場にそれぞれ実施責任者を定めることとし、混雑に紛れて配分もれまたは重複支給の者がないように注意する。

1. 炊出し（乳幼児のミルクを含む）
2. 食品配給（一時縁故先等に避難する者に現物をもって３日分以内の食糧品を支給する）

##### 配給品目及び数量

配給品目は、米穀又はその加工品副食品とし、被災者が直ちに食することができる現物によることとする。配給数量は、社会通念上（１人１日換算、救助法適用の枠内）の数量とし、以下の基準を参考に決定する。

＜応急配給に関する数量＞

|  |  |
| --- | --- |
| 配給を行う場合 | 精米換算配給量 |
| 被災者に炊き出しを行う必要がある場合 | 1人1食あたり200ｇの範囲内 |
| 配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合 | 1人1日あたり400ｇ |
| 被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合 | 1人1食あたり300ｇの範囲内で知事が定める数量 |

##### 食糧の配給を行う場所

食糧供給活動を効率的に実施するため、供給の実施場所は避難所等に限定する。ただし、以下の場合には個別の対応を行う。

1. 地震災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
2. 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設

##### 緊急措置

炊き出し、配給による食糧の供給を待つことができない場合には、緊急避難的措置として備蓄の乾パン等を供給するが、できるだけ早期に上記のいずれかの方法に切り替える。

### 炊き出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、または避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

##### 炊き出しの実施者

炊出しは、町長がその必要を認めた場合に、“福祉・経済班”が日本赤十字奉仕団、学校給食、保育園、調理員、自衛隊等等の協力を得て行うものとし、町職員の立ち会いのもと、その指示により実施する。

##### 炊き出しの方法

炊き出しの実施は、以下の方針により行う。

1. 災害応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。
2. 炊き出しは、避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。
3. 適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店又は旅館等を使用するとともに、不足する器材等は個人から借上げ調達する。
4. 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる商工会へ連絡のうえ調達する。
5. 炊出しにあたっては、常に食糧の衛生に留意する。

##### 炊き出しの期間

炊き出しの期間は、救助法適用の場合には災害発生の日から7日以内（期間延長あり）とし、その他の場合には町長が必要と認める期間とする。

## 生活必需品等供給計画

### 生活必需品等供給計画

##### 生活必需品等供給計画の策定

町は、以下の方針に基づき生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努める。

1. 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
2. 当初にあっては、県、町備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。
3. 協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
4. 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画を立て、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

##### 対象者

生活必需品等の供給を行う対象は以下の者とする。

1. 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
2. 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
3. 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

##### 給（貸）与期間

給（貸）与期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

##### 生活必需品の種類

生活必需品等の供給は以下の品目を対象とする。

＜生活必需品の種類＞

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 品目 |
| 寝具 | 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等 |
| 外衣 | 洋服、作業衣、婦人服、子供服等 |
| 肌着 | 下着の類 |
| 身廻品 | タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類 |
| 炊事道具 | 鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類 |
| 食器 | 茶碗、汁碗、皿、はし等の類 |
| 日用品 | 石鹸、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類 |
| 光熱材料 | マッチ、ローソク、プロパンガス等の類 |

##### 住民の対応

住民は、住民相互で助け合いながら、原則として2～3日間は住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。

### 生活必需品の確保

##### 調達・応援要請

物資の調達は、“福祉・経済班”において、民間事業者から町が一括購入、または備蓄物資から放出する。また、必要量が確保できない場合は、日本赤十字社福岡県支部、県及び周辺市町村に要請する。

応援を要請する際は、“総括班”においてどのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

＜物資の調達先＞

|  |
| --- |
| 1. 日本赤十字社福岡県支部 2. 民間業者 3. 町で調達が困難な場合は、県及び周辺市町村 |

##### 物資の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された物資の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

### 配給方法

“総括班”が配給計画に基づき、自治会長を通じて、自治会またはボランティアの協力を得て分配する。また、在宅の要配慮者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。

＜生活必需品等配給の流れ＞

|  |  |
| --- | --- |
| 供給の手順 | 物資の流れ |
| 被災者の状況調査（総括班）  配給計画作成（総括班）  物資の調達（福祉・経済班）  配給責任者（自治会長）への引き渡し  被災者への配給  （配給責任者、自治会、ボランティア） | 自治会、  ボランティアの協力  被災者  配給責任者（自治会長）  応援  救援物資の放出  応援  県  （福祉総務課）  （商工政策課）  日赤県支部  購入  町（総括班）  民間業者  周辺市町村 |

## 義援金品配分計画

### 義援金品の受付及び保管

##### 受付方法

町に寄託された義援金品の受付は、以下の要領で行う。

＜義援金品の受付要領＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 受付期間は、おおむね災害発生の日から１か月以内とする。 2. 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。 3. 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。 4. 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。 5. 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿（※）を備え付ける。   ※受付帳簿の様式  ■義援金品受付状況報告　　　　　　　　　　機関名：   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 受付月日 | 金　　　　額 | 寄　　　贈　　　者 | | | （品名、数量） | 氏　　　　名 | 住　　　　所 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |

##### 義援金品の保管等

義援金を受け付け、住民に配分するまでの間保管しておくための口座を開設する。

また、義援品を保管しておく場所も確保する。

##### 義援品の受入れ状況等の把握・公表

町は、関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、そのリスト及び送り先を対策本部並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

### 義援金品の配分

町に寄託された義援金品及び県から配分された義援金品を、以下の方針に基づき、被災者へ配分する。義援金の使用については、義援金収集団体と配分委員会を組織し、十分協議の上定める。

##### 対象者

義援金品の配分対象は以下の者である。

1. 死者、重傷者（義援金のみ）
2. 全壊（焼）世帯
3. 流失世帯
4. 半壊（焼）世帯
5. 床上浸水世帯

##### 配分比率

義援金品の配分は以下の比率に従って行う。

＜義援金品配分比率＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象 | 配分比率 | |
| 義援金 | 義援品 |
| 死者 | 10 | - |
| 重傷者（3か月以上の治療） | 5 | - |
| 重傷者（1か月～3か月の治療） | 3 | - |
| 全壊（焼）流失世帯 | 2 | 3 |
| 半壊（焼）世帯 | 1 | 2 |
| 床上浸水世帯 | 1 | 1 |

|  |
| --- |
| ※義援金品配分計算例  義援金総額が100万円で、死者1名、重傷者①（3か月以上の治療）3名、重傷者②（1～3か月の治療）10名、全壊（焼）流失世帯5世帯、半壊（焼）世帯15世帯の場合。  ◆一人あたりの配分金額  （１名×１0）＋（３名×５）＋（10名×３）＋（５世帯×２）＋（15世帯×１）  ＝1.25（万円）  ◆算出計算式  **配分比率×配分金額＝１人あたりの支給金額**  死者  10×1.25（万円）＝125,000円　×　１名　＝125,000　円  重傷者①  5×1.25（万円）＝ 62,500円　×　３名　＝187,500　円  重傷者②  3×1.25（万円）＝ 37,500円　×　10名　＝375,000　円  全壊（焼）流失世帯  2×1.25（万円）＝ 25,000円　×　５名　＝124,000　円  半壊（焼）世帯  1×1.25（万円）＝ 12,500円　×　15名　＝187,500　円  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1,000,000　円 |

## 交通対策計画

### 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを行い、危険箇所等の早期発見に努めるとともに、被害状況を関係機関に報告する。パトロールは以下に着目して行い、また、応急復旧に必要な資機材の判断も併せて行う。

1. 法面の土砂や樹木の崩落状況
2. 側溝等の流水状況
3. 橋梁の滞留物の状況
4. 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況

### 交通規制の実施

##### 交通規制の実施

町及び警察は、災害による道路の破損、決壊その他の事由により道路の通行が危険であるときは、区間を定めて交通規制を行う。

なお、交通規制を行おうとするときは、関係機関の意見を事前に聞くこととし、緊急を要する場合においては実施後すみやかにその内容及び理由を通知する。

###### 道路管理者

道路管理者は、異常気象時において、道路の通行が危険であると認められた場合及び災害等により交通施設に危険が予想され、または発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡する。

###### 警察

警察は、以下の措置を講ずる。

1. 災害により、交通施設に危険が予想され、又は発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡する。
2. 災害時において、被災者や緊急物資等の輸送を確保する必要がある場合は、車両別通行規制及び標識の設置や、迂回路線の設定及び時間規制と解除を行う。

＜交通規制の実施機関及び規制を行う状況＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 | | 規制を行う状況 | 根拠法 |
| 道路管理者 | 道路管理者  （国土交通大臣、知事、町長、日本道路公団） | * 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 * 道路についての工事のため、やむを得ない場合 | 道路法第46条 |
| 警察 | 公安委員会 | * 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要がある場合 | 基本法第76条 |
| 公安委員会  警察署長(※区間または期間の短いもののみ) | * 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合 | 道路交通法第4条及び第5条 |
| 警察官 | * 道路の欠損、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 | 道路交通法第6条 |

##### 交通規制を実施した場合の措置\*[[4]](#footnote-4)

交通規制を実施した場合は、直ちに以下の措置を講ずる。

1. 関係機関への連絡
2. 道路標識の設置等の必要な措置
3. 迂回路の指定
4. 一般への周知のための措置

### 交通の確保

町及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講ずる。なお、これらの措置は緊急交通路等から優先的に行う。

1. 障害物の除去及び被災箇所の応急復旧を行う。
2. 道路が通行不能の場合には、迂回路の確保を行う。
3. 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
4. 上・下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。
5. 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

## 緊急輸送計画

### 輸送の確保

##### 輸送の方法

災害時における輸送は以下の手段により行う。手段の選択にあたっては、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

1. 自動車輸送
2. 鉄道輸送
3. 人力輸送
4. 航空輸送

##### 輸送力の確保手順

###### 町有車両の利用\*[[5]](#footnote-5)

車両の掌握は、“総括班”において行う。各班は、車両等を必要とするときは、総括班に配車を要請し、上記要請があった場合は、“総括班”において車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

###### 周辺市町村及び県への協力要請

町有車両のみでは不足する場合、または輸送上他の市町村で車両を確保することが効率的な場合は、周辺の市町村又は県に対して以下の事項を明示して協力を要請する。

1. 輸送区間及び借上期間
2. 輸送人員又は輸送量
3. 車両等の種類及び台数
4. 集合場所及び日時
5. その他必要な事項

###### その他の機関への協力要請

上記によってもなお車両が不足する場合には、町内の事業所等に要請する。また、自動車による輸送が不適切または不可能である場合等には、関係機関に要請して鉄道、航空機による輸送を行う。

＜輸送の依頼先＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手段 | | 当該手段を用いるときの状況 | 依頼先 |
| 自動車 | 公用車 | 主たる輸送力として使用 | 総括班等が配車指示 |
| 営業用他 | 公用車のみでは不足する場合 | 各事業所等 |
| 鉄道 | | 自動車による輸送が不可能なとき、または遠隔地から輸送するとき | 九州旅客鉄道㈱ |
| 航空機 | | 陸上交通が途絶した場合 | 知事又は自衛隊 |

##### 輸送の対象

輸送は、時間の流れに応じた以下の段階により行う。

＜段階別の輸送対象＞

|  |  |
| --- | --- |
| 段階 | 対象 |
| 第1段階 | 1. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2. 消防、水防活動、応急危険度判定等災害の拡大防止のための人員、物資 3. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4. 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 |
| 第2段階 | 1. 第1段階の続行 2. 食料、水等生命の維持に必要な物資 3. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 |
| 第3段階 | 1. 第2段階の続行 2. 災害復旧に必要な人員及び物資 3. 生活必需品 |

##### 障害物の除去

道路管理者は、災害により流出した土砂及び立木等の障害物を除去し、また、放置車両等を移動し、災害応急対策用物資資材及び要員等緊急通行の確保を図る。なお、障害物除去のための労務は、各団体の協力を求め確保する。

##### 災害救助法に基づく措置

災害救助法に基づく輸送活動に関する支援は以下のとおりである。

＜災害救助法に基づく輸送活動の支援＞

|  |  |
| --- | --- |
| 輸送の範囲 | 1. 罹災者の避難 2. 医療及び助産 3. 罹災者の救出 4. 飲料水の給水 5. 救済用物資 6. 死体の捜索 7. 死体の処理（埋葬を除く） |
| 費用の限度 | 福岡県災害救助法施行細則で定める額 |
| 輸送の期間 | 当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。 |

### 緊急輸送計画

##### 緊急輸送の目的

町及び関係機関は、以下の目的に資するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。

1. 人命の安全
2. 被害の拡大防止
3. 災害応急対策の円滑な実施

##### 緊急通行車両の確認

公安委員会は、基本法76条に基づき、交通の安全と円滑を図り、または災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合において、区間または区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

この場合において、町は、応急対策の実施のため当該規制区間を通行するときは、緊急通行車両であることの確認を受けなければならない。

###### 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けようとする場合は、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出する。

＜緊急通行車両の確認の申請先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 申請先 |
| 県 | 総務部防災危機管理局  福岡農林事務所 |
| 公安委員会 | 県警察本部交通部交通規制課  粕屋警察署交通課  交通機動隊（各地区隊を含む）  高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む） |

###### 緊急通行車両の標章及び証明書の交付\*[[6]](#footnote-6)

上記の申請後、緊急通行車両であることの確認がなされたときは、県または公安委員会より別記様式第３の標章及び別記様式第４の緊急通行車両確認証明書が交付される。

###### 災害発生時の事前届出車両の措置

緊急通行車両の事前届出車両については、確認に係る審査を経ずに、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。（事前届出については第2章 第15節「交通・輸送体制整備計画」参照）

＜緊急通行車両の確認の流れ＞

◆事前届出を行わない場合

◆事前届出を行う場合

事前届出の申請

平　常　時

審査

事前届出済証の受領

基本法76条に基づく交通規制の実施

災　害　発　生　時

緊急通行車両の確認申請

事前届出済証の提出

審査

緊急通行車両確認証明書及び標章の受領

※　　　　　　　　：町（輸送活動を行う者）が行う事項　　　　　　　　　　　　：県または公安委員会が行う事項

##### 緊急交通路

町の緊急交通路指定路線は以下のとおりである。

＜緊急交通路指定路線＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 路線名 | 起点 | 終点 | 備考 |
| 国 | 九州縦貫道 | 門司区黒川 | 大牟田市 | 福岡県内 |
| 県 | 筑紫野古賀線 | 筑紫野市 | 古賀市 |  |
| 飯塚大野城線 | 飯塚市 | 大野城市 |  |
| 福岡太宰府線 | 福岡市 | 太宰府市 |  |
| 町 | 井野～吉原線 |  |  | 町役場と連絡区間 |
| 早見団地１号線 |  |  |
| 柳原～大名坂線 |  |  |

## 防疫、清掃、保健衛生監視計画

### 防疫対策

##### 防疫対策の内容

“福祉経済班及び環境農林班“は、被災地域の生活環境の悪化に起因する感染症の発生及び蔓延を防止するため、次の防疫活動を行う。

1. 感染症の発生状況、原因の把握、調査
2. 健康状態の把握、健康診断の実施
3. 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
4. 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
5. 優先地域、優先患者の確認

##### 防疫部隊及び検病調査部隊の編成

“福祉経済班及び環境農林班“は、防疫活動の実施にあたり、検病調査部隊及び防疫部隊を編成するとともに、必要に応じ保健福祉事務所に協力要請を行う。部隊の編成及び活動内容は以下のとおりである。

＜防疫部隊、検病調査部隊の編成＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 編成 | 活動内容 |
| 検病調査部隊 | 福祉経済班・環境農林班 | 感染症の予防及び健康診断 |
| 防疫部隊 | 福祉経済班・環境農林班 | 消毒、防疫活動、広報活動 |

※部隊の編成人員については、災害の規模により適宜定める

##### 検病及び健康診断

町は、被災地区住民の健康状態の把握に努める。

なお、感染症発生等の疑いがある場合には、検病調査班を編成して検病調査を実施し、調査の結果必要がある場合には健康診断を実施する。

また、検病調査及び健康診断の結果、予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

検病調査にあたっては、浸水地域、避難所、感染症発生地域を優先に行う。

＜検病調査の目的と方法＞

|  |  |
| --- | --- |
| 方法 | 目的 |
| 検病調査 | 感染症患者の早期発見 |
| 健康診断 | 住民の健康状態の把握 |
| 予防接種 | 感染症の蔓延防止 |

##### 防疫活動

###### 防疫対策の方針

次の方針に基づき、防疫対策を実施する。

1. 地盤の変化等による汚水の侵入の危険性等があるため、地下水等の使用は差し控えることとし、安全な生活用水の供給に努める。
2. 停電等のために原材料や製品の冷蔵保存が不十分となる危険性があるため、氷の使用その他の方法で食品関係の鮮度保持に努める。
3. 手洗いを励行する。ただし、使用水が汚染されている場合もあるので、流水で洗った後速乾性手指消毒薬も併用する。

###### 消毒方法

以下の箇所について、必要と考えられる場合には消毒を行う。なお、環境保全、身体への影響を配慮し、安易な薬品の散布は可能な限り避ける。

＜消毒箇所及び留意点＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象 | 箇所 | 留意点等 |
| 飲料水 | 井戸 | 濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。  安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。 |
| 上水道 | 塩素滅菌処理の実施 |
| 家屋内 | 炊事場等 | 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。  塩化ベンザルコニウム液による清拭を行う。  ※1戸当たりの目安使用料：500ｇ |
| 床下等 |
| 便槽、浄化槽 | 便槽 | 汲み取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性があるので注意する。  汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。 |
| 浄化槽 | 浄化槽にはクレゾールを使用しない。  浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。 |

###### ライフライン寸断時の対応

ライフライン寸断時には以下の対策を行う。

1. アルコール綿、速乾性手指消毒液の配布
2. 手洗い用水（ペットボトル）の配布
3. 紙タオル、ウエットティッシュを温め、体の清拭に使用

###### ねずみ族、昆虫等の駆除

知事より、ねずみ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に基づいて、それらの駆除を行う。

###### 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するものとするが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

###### 広報活動

町は県と連携して、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

また、浸水地域において、住民への適切な防疫作業の習熟を図るため、従来の過度な薬品散布の意識改革のための広報を行う。

###### 避難所における防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多い。このため、町は以下の措置を講ずる。

＜避難所における防疫指導＞

|  |
| --- |
| 1. 避難所の清掃、消毒方法 2. 避難者に対する健康調査の実施 3. 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。） 4. 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導 5. 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒） 6. 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導 7. トイレの清掃 8. 簡易トイレの設置 9. 手洗いの励行 10. 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布 |

###### 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、町単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、医師会、近隣市町村等関係機関への応援を要請する。

###### 災害防疫完了後の措置

防疫完了の日から１か月以内に、災害防疫完了報告書を保健福祉事務所を経由して知事に提出しなければならない。

##### 感染症発生時の対応

感染症が疑われる人には、救護所、医療機関等で医師の診察を受けられるようにするとともに、感染者と非感染者との居室の分離等、二次感染防止に努める。

### 清掃対策

“環境農林班”は、被災後の生活環境を整えるため以下の対策を講ずる。

##### ごみ処理

###### ごみ処理の実施体制

災害時における廃棄物の処理は、委託業者により収集処理するとともに、道路、公園等の公共的な場所については、以下の基準で清掃部隊を編成しその収集処理にあたる。また、町において処理が困難な場合は、近隣市町村に応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合には県に応援を要請する。

＜清掃部隊の編成＞

|  |  |
| --- | --- |
| 塵芥運搬車 | 1台 |
| 作業員 | 6～8名 |
| 器具 | スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他 |

※1班あたり

###### ごみ運搬車の1日平均収集量

ごみ運搬車（ダンプカー、バックマスター、トラック）の１日平均収集量及び所要人員は以下のとおりである。

1. １日平均収集量・・・約10ｔ
2. 所要人員・・・約5人

###### ごみ処理の実施方針

ごみの処理は以下の方針により行う。

1. 食物の残渣物を優先的に収集する。
2. 収集したごみは、ごみ焼却施設において焼却とし、必要に応じ環境衛生上支障のない方法で行う。
3. 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、がれきの仮置場と調整を図るとともに、仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮することとする。

＜ごみ焼却施設＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 所在地 | TEL |
| 須恵町外二ヶ町清掃施設組合  クリーンパークわかすぎ | 篠栗町大字若杉779-18 | 947-5304 |

###### 住民への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

1. ごみの収集処理方針の周知
2. ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）
3. ごみの分別への協力要請

##### し尿処理

###### し尿の収集、運搬及び処理

し尿の収集、運搬及び処理は以下の方針により行う。

1. し尿はし尿処理運搬車両等により収集し、原則として処理施設により処理する。
2. この収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準により実施する。
3. 冠水地域が広範囲にわたる場合は、一般廃棄物取扱業者その他の協力を得て実施する。
4. 町のみでは処理が困難な場合には周辺市町村に協力を要請するとともに、これによっても対応できない場合には県に応援を要請する。
5. 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
6. 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等を呼びかける。

＜し尿処理施設＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 所在地 | TEL |
| 宇美志免浄化センター | 志免町大字吉原443 | 957-8180 |

※し尿収集処理、運搬量の算出基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| し尿の必要処理量  （※1戸あたり） | 市街地 | 約400㍑ |
| 農漁村 | 約500㍑ |
| バキュームカーの1日平均処理能力 | 1.8ｔ車 | 約5.4kl（所要人員2人） |
| 2ｔ車 | 約7.2kl（所要人員2人） |
| 3.5ｔ車 | 約8.0kl（所要人員2人） |

###### 仮設トイレの設置、確保

被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置するものとする。

仮設トイレの設置は、必要に応じて専門業者、県等に協力を要請して行う。

＜仮設トイレの設置依頼先＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 依頼先 | 所在地 | TEL |
| 日建九州リース | 大字宇美3426-9 | 933-1211 |
| 稲尾産業 | 博多区西月隈5-4-46 | 581-1327 |

##### がれき処理

###### がれき処理の手順

震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（がれき）の処理は以下の手順で行う。なお、がれきの処理にあたっては、環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

＜がれき処理の手順＞

処理体制及び処理スケジュールの決定

がれきの仮置場及び搬送路の確保

がれきの仮置場への搬入

仮置場の消毒

最終処分場への搬入

処理体制及び処理スケジュールの決定

町は、被害状況をもとにがれきの発生量を見積もり、道路交通状況等を基に処理体制を定める。がれき処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保するとともに、被害が甚大で町のみで処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施するものとする。

また、応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して処理スケジュールを定める。がれきの処理は、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理し、特に、緊急啓開路線のがれき処理を優先的に実施する。また、いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。

がれきの仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

がれきの仮置場への搬入

がれき発生現場においてがれきの分別を行い、仮置場へ搬入する。

###### 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき処理の円滑な推進を図る。

1. がれきの収集処理方針の周知
2. がれきの分別への協力要請
3. 仮置場の周知
4. 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

##### 死亡した家畜の処理

家畜の処理は、保健福祉事務所長の指示に従い原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない方法で処理する。

##### 廃棄物処理法の特例

基本法86条の5に基づき環境大臣が廃棄物処理特例地域を指定した場合においては、廃棄物処理法に定める町または県の許可を得ずに廃棄物の収集、運搬及び処理を行うことができる。

また、この場合において、環境大臣は廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準を定めることとなっており、町は、同基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう指示する。

### 保健衛生対策

##### 健康・栄養相談の実施

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本とする。

###### 保健指導、健康相談

町は県と協力して保健師班を編成し、次の活動を行う。

1. 戸別訪問や避難所等の巡回により、被災者の健康状態を調査する。
2. 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。
3. 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導を行う。
4. 災害に伴う被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、メンタルヘルスケアの実施体制を確保する。

###### 栄養相談

町は県と協力して栄養士班を編成し、以下の巡回栄養相談等を行う。

1. 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養指導
2. 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
3. 避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

##### 食品衛生管理

町は、以下の食品衛生に関する指導を行う。

1. 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
2. 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
3. 炊き出し施設等の衛生指導
4. 避難所用弁当調整施設等の監視指導
5. 飲料水の衛生確保

##### 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の間題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。また、町公衆浴場の被災状況を把握し、県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて被災者の利用受け入れ体制を協議する。

ライフライン寸断時においては、紙タオル、ウエットティッシュを温め、体の清拭に使用するなどの応急的な対応を行う。

### 愛護動物対策

##### 愛護動物の救護

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。このため、動物愛護及び被災者の支援の観点から、“環境農林班”はこれら愛護動物の保護や適正な飼育のための措置を講ずる。

###### 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、以下の事項を行う。

1. 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
2. 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
3. 飼養困難な愛護動物の一時保管
4. 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
5. 愛護動物に関する相談の実施

###### 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

町は、県と協力して以下の事項を行い、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

1. 同行避難した愛護動物の飼育についての指導
2. 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整

## 行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画

### 捜索、遺体処理、火葬の対象及び期間

##### 対象者

本節において捜索または収容、火葬等の対象となる者は以下のとおりである。

1. 行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推測される者
2. 死亡と確認された者

##### 救助法の適用期間

救助法が適用された場合における、遺体の捜索、処理、埋葬に関する救助の期間は10日間（ただし、特別の事情がある場合や現に遺体を捜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長可能）となっている。

### 行方不明者の捜索

##### 捜索の実施

“総括班”が主体となり、捜索部隊を編成し、県、警察、消防、自衛隊等関係機関の応援を得て実施する。この他、第３章 第12節「救出計画」に準ずる。

##### 捜索に必要な資機材

町は、広範囲な捜索活動や長期的な捜索のための自活等を実施するために必要な以下の資機材を整備し、災害発生時に捜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

1. 胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等捜索用資機材
2. 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
3. エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
4. トランジスターメガホン、拡声器等広報用資機材

### 遺体の処理

##### 遺体の見分場所、安置場所の確保

遺体の見分場所、安置場所については、公共施設または寺院等をあらかじめその管理者と協議したうえで抽出選定しておくとともに、関係機関と連携してその確保に努める。

##### 遺体の見分及び医学的検査

災害の際死亡した者については、警察官が遺体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第４号）の規定による見分を行い、遺体見分調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条に該当する場合は検視調書）を作成して当該遺体を遺族または町長に引き渡す。

また、町に引き渡された遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。

##### 遺体の処理

遺体の処理は原則として遺族が行うが、混乱期のために遺族がこれを行うことができない場合は、町が遺族に代わり、見分及び医学的検査を終了した遺体について以下の処理を行う。

1. 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
2. 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に要する薬品、消毒剤等の現物を支給する。
3. 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、火葬の処置をするまで一時保存する。

##### 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定によって処理する。

##### 遺体の取り扱いに必要な資機材

町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための以下の資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

1. ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
2. ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

### 遺体の火葬

##### 実施主体

遺体の火葬は、“福祉・経済班”が主体となり、県、警察等関係機関の応援を得て実施する。

##### 実施体制の確保

町は、以下の事項を行い、火葬の実施体制を確保する。死亡者が多数のため、町内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合には、近隣市町への協力要請により広域的に必要数の確保を図る。

1. 火葬場の被災状況の把握
2. 死亡者数の把握
3. 火葬相談窓口の設置
4. 火葬場へのアクセス道路の確保
5. 死体搬送体制の確保
6. 火葬用燃料の確保

##### 車両、必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両、資材は、町内関係業者の協力を得て、“総括班”、消防本部、保健福祉（環境）事務所等で確保する。

＜遺体収容・埋葬に必要な資材＞

|  |  |
| --- | --- |
| 必要資材 | 所管 |
| 非常用担架 | 消防署 |
| 遺体安置用シート、棺、ドライアイス、骨壺 | 福祉医療班 |
| 遺体消毒用品 | 病院  保健福祉（環境）事務所 |

##### 町が火葬を行う場合の要件

火葬の実施は原則として遺族が行い、町は必要な資材を支給する。

ただし、以下の場合においては町が火葬を実施する。

1. 遺族がいない場合
2. 災害による混乱のため遺族が火葬を行うことが困難な場合
3. 緊急に避難を要するため、遺族が時間的にも労力的にも火葬を行うことが困難な場合
4. 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では火葬を行うことが困難な場合

##### 火葬場

使用する火葬場を以下に示す。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 所在地 | 炉数 | ＴＥＬ |
| 北筑昇華苑（北筑昇華苑組合） | 古賀市青柳145-1 | 16基 | 943-7291 |

##### 身元不明の遺体の措置

身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。

上記によっても遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づいて取り扱い、火葬後の遺骨及び遺品については保管を行う。

##### 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、または火葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、以下の書類・帳簿等を整備、保存する。

1. 救助実施記録日計票
2. 火葬費支出関係証拠書類

##### 火葬等に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、期間を限って墓地、埋葬等に関する法律[第5条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%4f%96%40%8e%6c%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000000000000000000000000)及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることとなっている。

## 障害物の除去計画

##### 障害物の除去

町は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、または二次災害を防止するため、住家、またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去する。また、人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

これらの措置について、町のみで処理できない場合には県等に応援を要請する。なお、河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行うものとする。

###### 対象者

障害物除去の対象となる者は以下のとおりである。

1. 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
2. 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
3. 自らの資力によっては除去ができないものであること
4. 住家が半壊又は床上浸水したものであること
5. 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
6. 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

###### 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に行う。

###### 資機材、人員の確保

スコップ、ロープその他障害物除去に必要な資機材及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する資器材及び人員を調達する。

###### 救助法が適用された場合の措置

救助法が適用された場合においては、救助の実施機関である知事（知事により救助活動を行うこととされた場合または知事が実施する暇がない場合は町長）により、必要資機材の現物供与、または作業員等の動員が行われる。

##### 除去した障害物の処理

可燃物は、原則として焼却施設で処理するが、やむを得ない場合は、町長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設で処理する。

また、不燃物は町の不燃物処理施設で処理する。

##### 障害物の保管

除去した障害物について、保管の必要がある場合やただちに処理が行えない場合には、以下の方針により選定した集積場所において保管する。なお、工作物等を保管した場合は、保管をはじめた日から14日間工作物名、その他必要事項を公示する。

1. 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所であること
2. 道路交通の妨げとならない場所であること
3. 盗難の危険がない場所であること

## 学校教育対策計画

### 学校教育対策

##### 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、町災対本部、教育委員会及び各学校は相互の連絡を密にする。学校教育対策に関する応急対策の実施責任者は以下のとおりである。

1. 小・中学校、その他の文教施設の災害対策は、町長が行う。
2. 児童、生徒に対する応急措置等は、町教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

##### 児童、生徒等の安全確保

教育委員会及び校長は、災害発生時における児童・生徒等の安全確保のため以下の措置を講ずる。

1. 臨時の休校措置
2. 避難の実施
3. 保護者又は教員が引率しての登下校
4. 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

##### 応急教育の実施

###### 施設の確保

町は、町立学校が破損等の被害を受けた場合には、校舎の応急修理を行う。

また、校舎の一部または全てが使用できない場合においても授業等を継続するため、以下の措置を講ずる。

1. 被害施設、箇所の速やかな応急修理
2. 近隣の学校からの教室の借用
3. 屋内体育館、講堂等の利用（校舎等の一部が使用不能の場合）
4. 公民館、寺院等公共施設の利用（校舎等が使用不能の場合）
5. 応急仮校舎の建設

※公民館、寺院等の利用は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で実施する。

###### 実施方法

学校または児童生徒の被災により通常の授業を行うことができない場合は、校長は教育委員会の指示の下、次の方法で応急教育を行う。

1. 臨時の学級編成及び複式学級または二部授業等の実施
2. 教場を分散しての出張授業
3. 休校しての自宅学習及び巡回指導

##### 教科書、学用品等の調達及び配給

各学校は、児童生徒の学用品の被害があった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。なお、学用品の給与は小学生児童及び中学校生徒に限る。

＜教科書、学用品等の調達方法＞

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 調達方法 |
| 教科書、文房具、通学用品 | 教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請 |
| その他の教材 | 近隣の各学校、その他機関への救援要請 |

##### 教育実施者の確保

災害のため教職員に被害が発生した場合においては、教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して県教委に報告する。この場合において、県教委より教職員の補充の措置がとられる。

また、町においても、以下の事項の実施等により応急的に教職員を確保する。

1. 臨時学級編成による教育
2. 近隣学校等からの応援
3. 臨時教諭採用予定者からの新規採用
4. 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用

##### 就学援助に関する措置

天災その他不慮の災害により、学資の負担に耐えられなくなった場合、授業料は一般貸与奨学金の特別枠の申請を日本学生支援機構に、また「福岡県立高等学校授業料減免規則」の規定による授業料減免措置を県に対して申請する。減免の期間は、罹災日の属する月の翌月から当該学年の最終月までとする。但し、期間の延長をするときはこの限りではない。

児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」の定めるところにより援助措置を講ずる。

＜授業料減免・育英補助の措置＞

|  |
| --- |
| 1. 日本育英会に対する奨学金の申請 2. 県に対する県立高等学校授業料減免申請 3. 就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律による援助 |

### 学校給食等の措置

校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告・協議のうえ、給食実施の可否について決定する。この場合において、できうる限り給食を継続実施するよう努め、応急修理、代替施設の確保等を行うこととするが、以下の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

1. 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
2. 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
3. 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合
4. 給食用物資の入手が困難な場合
5. この他、給食の実施が適当でないと考えられる場合

### 保健衛生対策

##### 学校における衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、以下の事項を励行し、感染症発生等の事故防止に努める。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施事項 | 内容 |
| 校舎内外の清掃 | 1. 建具等を移動し、乾燥しやすくする 2. 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する 3. 便所はよく清掃した後消毒する |
| 飲料水の管理 | 1. 水道水はなるべく煮沸して使用する 2. 井戸水は消毒したものでも煮沸して使用する |
| 児童等の保健管理、指導 | 1. 疾病の早期発見、早期治療 2. 保健指導の強化 |
| 調理従事者の保健管理、指導 | 1. 健康診断の実施 2. 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施 3. 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行 |

##### 感染症集団発生の際の処理

感染症集団発生時には以下の事項を行う。

1. 学校医、教育委員会、保健福祉（環境）事務所への連絡及び患者の万全な措置
2. 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
3. 保護者や他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
4. 児童生徒の食生活についての注意及び指導

##### 被災児童・生徒等へのメンタルケア

教育委員会、校長、教職員は、保健福祉事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行う。必要に応じてスクールカウンセラーを学校に派遣する等の措置を講ずる。

## 応急仮設住宅建設等計画

### 公営住宅一時使用 ・ 空き家活用

##### 空家情報の提供

町は、公的住宅、民間アパート等賃貸住宅、企業社宅及び保養所等の住宅について、空き家情報の提供、相談に対応する。

##### 公営住宅の修繕・建設

###### 公営住宅の修繕・供給促進

町は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

###### 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅は、町が建設、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県により補完的に建設、管理される。

### 被災住宅の応急修理

##### 実施責任者

被災住宅の応急修理の実施責任者は以下のとおりである。

1. 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は町長が行う。
2. 救助法を適用した場合においても、町長が被害家屋の応急修理を実施する。

##### 対象者

応急修理の対象となるのは以下の者である。

1. 災害のため住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
2. 自らの資力では応急修理をすることができない者

##### 住宅の応急修理計画（救助法適用の場合）

救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、以下の要領で行う。

＜住宅の応急修理要領＞

|  |  |
| --- | --- |
| 修理費用 | 国が示す限度額以内 |
| 修理期間 | 災害発生日から1カ月以内（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり。） |

### 応急仮設住宅の建設・供与

##### 実施責任者

応急仮設住宅建設の実施責任者は以下のとおりである。

1. 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
2. 救助法を適用した場合においては、知事が応急仮設住宅の建設を行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合または知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。
3. 仮設住宅の建設は“土木建築班”が実施する。

##### 対象者

応急仮設住宅の供与は、以下の者を対象とする。なお、災害地における住民登録の有無は問わない。

1. 災害のため住家が全壊（焼）又は流出した者
2. 居住する住家がない者
3. 自らの資力では住宅を確保することができない者

##### 応急仮設住宅供与における留意事項

応急仮設住宅の供与にあたっては、以下の事項に留意する。

1. 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査する。
2. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

##### 応急仮設住宅の建設計画（救助法適用の場合）

救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設は、以下の要領で行う。

＜応急住宅建設要領＞

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは私有地（所有者と協議）。 |
| 設置規模 | 1戸あたり29.7㎡（9坪）以内 |
| 設置費用 | 国が示す限度額を基本とする。 |
| 着工期間 | 災害発生日から20日以内に着工（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり。） |
| 供与期間 | 完成の日から2か年以内 |

##### 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

##### 消防法の特例

基本法86条の2に規定する指定がなされた場合においては、町が設置する応急仮設住宅については消防法17条の規定は適用されない。ただし、この場合においても、町は消防法に準拠して必要な措置を講ずる。（第8節「避難計画」参照）

### 臨時の措置

##### 公的住宅の一時使用の要請

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

##### 臨時の収容施設の設置

応急仮設住宅を設置するまでの間の臨時の措置として、野外収容施設（テント借上、プレハブ、公共建物）を臨時的に設置する。

## 要員確保計画

##### 対象となる作業

労働力の確保は、災害応急対策活動に関する以下の作業について行う。各班は、労働力の確保が必要な場合は“総括班”へ依頼する。

1. 被災者の救難救助活動
2. 行方不明者の捜索
3. 遺体の処理
4. 救出物資の整理、輸送及び配分
5. 飲料水の供給
6. 医療及び助産
7. その他

##### 労働者等確保の手段

“総括班”は、以下の方法により必要な労働者等を確保する。なお、労働者の確保に際しては、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

1. 災害対策実施機関の関係者等の動員
2. ボランティアの協力動員
3. 公共職業安定所による労働者の斡旋
4. 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
5. 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

##### 雇用方法

労働者の雇用は、目的・種目別計画の立案後、福岡公共職業安定所に対して労働者の斡旋依頼を行うか、または直接雇用によることとする。

福岡公共職業安定所への斡旋依頼は、以下の事項を明らかにして行う。

※福岡公共職業安定所：TEL092-712-8609

1. 必要となる労働者の人数
2. 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
3. 労働契約の期間に関する事項
4. 賃金の額に関する事項
5. 始業及び終業の時刻
6. 所定労働時間を超える労働の有無
7. 休憩時間及び休日に関する事項
8. 就業の場所に関する事項
9. 社会保険、労働保険の適用に関する事項
10. 労働者の輸送方法
11. その他の必要な事項

##### 賃金の支払い

###### 賃金の支払い基準

賃金の支払い基準は以下のとおりとする。

1. 公共職業安定所管内における業種別標準賃金（原則）
2. 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
3. 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

###### 支払方法

賃金の支払い方法は以下のとおりとする。

1. 毎日支給が原則
2. 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
3. 現場に近いところで労働者に直接支給

## 災害ボランティア応急活動計画

### 災害ボランティア活動の推進

大規模災害発生時においては、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには災害ボランティアの参加、協力が不可欠である。

このため、町は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示して災害ボランティアへの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

また、災害ボランティアの受け入れに際しては、ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、活動が円滑に実施されるよう支援を行う。

### 災害ボランティアの構成及び活動内容

##### 災害ボランティアの構成

災害ボランティアの参加・協力を求めることができる対象者は以下のとおりである。

1. 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
2. 大学等の学生
3. 公務員
4. 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
5. その他、各種ボランティア団体等

##### 災害ボランティア活動の内容

災害ボランティアの行う活動は主として以下のとおりである。

活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重するとともに、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮する。

＜災害ボランティアの活動内容＞

| 区分 | 活動内容 |
| --- | --- |
| 生活支援に関する業務 | 1. 被災者家屋等の清掃活動 2. 被災地における防疫活動 3. 現地災害ボランティアセンター運営の補助 4. 避難所運営の補助 5. 炊き出し、食料等の配布 6. 救援物資等の仕分け、輸送 7. 高齢者、障がい者等の介護補助 8. 被災者の話し相手・励まし 9. その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの） |
| 専門的な知識を要する業務 | 1. 救護所等での医療、看護 2. 被災宅地の応急危険度判定 3. 外国人のための通訳 4. 被災者へのメンタルヘルスケア 5. 高齢者、障がい者等への介護・支援 6. アマチュア無線等を利用した情報通信事務 7. 公共土木施設の調査等 8. その他専門的な技術・知識が必要な業務 |

### 災害ボランティア活動環境の整備

##### 活動体制の整備

災害ボランティアの受け入れ及び活動体制の整備の流れは次のとおりである。

＜受け入れ体制整備の流れ＞

|  |
| --- |
| STEP0：社会福祉協議会  平常時は社会福祉協議会が災害ボランティアに関する情報収集・提供を行う。  　STEP1：準備体制の整備  “福祉・経済班“及び“総括班“は、災害ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間支援窓口となり、ボランティアの活動しやすい環境づくりや災害が長期化した場合の支援及び環境整備に努める。  　STEP2：災害ボランティアセンターの設置  社会福祉協議会は、対策本部からの要請により災害ボランティアセンターを設置し、業務を行う。 |

##### 各機関の役割

災害ボランティアに関する各機関の役割は次のとおりである。

＜災害ボランティア関連機関の役割＞

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 業務 |
| 社会福祉協議会 | 平常時における災害ボランティア環境の整備に関する以下の業務  ア．各種ボランティア団体との連絡・連携体制の構築  イ．災害ボランティアに関する情報収集・発信 |
| 福祉・経済班・総括班 | 災害ボランティアセンター設置までの連絡窓口としての以下の業務  ア．受入れのための活動拠点の準備  イ．広報紙等による募集要領等の広報  ウ．ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整 |
| 災害ボランティアセンター | ボランティア情報の集約や発信・受信基地としての以下の業務   1. 対策本部との連携による災害情報の収集及び提供 2. 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整 3. ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ 4. 町内外からのボランティアの受け入れ・受付・派遣   ボランティア活動支援のための以下の業務   1. 被害状況に応じた資機材の確保 2. 運営スタッフの要請・確保 3. ボランティアニーズの把握及び情報提供 4. 活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等） 5. ボランティア活動情報の集約・管理 6. その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワーク形成及び活動支援 |

##### 対策本部と災害ボランティアセンターの連携

対策本部は、災害ボランティアセンターと連携して、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県対策本部へ情報を提供する。

また、対策本部はボランティアが把握した情報を積極的に受け入れ、被害状況の把握に役立てるとともに、ボランティア活動の効果的な実施のため、対策本部から災害ボランティアセンターに対して、災害による被害や避難者の状況及び対策本部の活動状況等の情報を提供する等、相互に情報交換を行う。

##### ボランティア活動の支援

###### 活動拠点等の提供

対策本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティアの活動拠点を確保し、必要な資機材を備える。

###### 情報の提供

ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。また、災害時に対策本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムの構築を検討する。

### 災害ボランティア活動開始までの流れ

災害ボランティア活動開始までの流れは以下のとおりである。

＜災害ボランティア活動開始までの流れ＞

対策本部

災害ボランティアセンター設置要請

社会福祉協議会

災害ボランティアセンター

ボランティアの募集

（報道機関等も活用して）

ボランティアの派遣依頼

（県社会福祉協議会等を通じて）

一般ボランティア

一般人

協力

ボランティアの派遣

ボランティア団体

応急活動所管の各班

避難所の運営担当等

　STEP1：対策本部は、社会福祉協議会に対して災害ボランティアセンターの設置を要請する。

　STEP2：社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置する。

　STEP3：災害ボランティアセンターは、一般のボランティアを募集するとともに、県社会福祉協議会等を通じてボランティア団体に対してボランティアの派遣を依頼する。

### 民間団体の活用

災害時において民間団体活用の必要が生じたときは、町長は民間団体に対し応援協力を求める。

##### 要請の対象団体

災害時において要請が可能な民間団体は以下のとおりである。

1. 自治会
2. 自主防災組織
3. 土木建築業者
4. 農業協同組合
5. 商工会
6. その他の団体

##### 応援の対象となる活動

民間団体に対する応援要請の対象となる活動は以下のとおりである。

1. 被災者に対する炊出作業
2. 被災者に対する救出作業
3. 救助物資の輸送配給作業
4. 清掃防疫援助作業
5. 被害状況の通報連絡作業
6. 応急復旧作業現場における軽備な作業
7. その他必要とする作業

##### 要請時の明記次項

民間団体に対する応援要請時に、明記すべき事項は以下のとおりである。

1. 応援を必要とする理由
2. 作業の内容
3. 従事場所
4. 就労予定時間
5. 所要人員
6. 集合場所
7. その他参考事項

## 公共土木施設対策計画

### 公共施設対策

##### 公共施設の範囲

本節における公共施設の範囲は、以下に示す施設のうち町が所有または管理しているものとする。

1. 公営住宅
2. 道路、橋梁（第15節「交通対策計画」参照）
3. 河川、公園その他の公共土木施設
4. 社会福祉施設、児童福祉施設
5. 学校教育施設、社会教育施設（学校教育施設については第25節「学校教育対策計画」参照）
6. 文化財施設その他関連施設

##### 応急対策

###### 施設被害の把握及び復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

###### 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

###### 住民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

###### 応援要請

要員や資機機材が不足する場合は、必要事項を確認し、町災対本部で総括し関係機関へ応援要請を行う｡

##### 町災対本部との連絡及び災害現場における指揮

災害現場の指揮者は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携して以下の活動を行う｡なお、災害現場には必ず無線を携帯し、対策本部との連絡を密にする。

1. 応急対策要員の掌握と指揮
2. 被災状況の把握
3. 応急内容と方法の判断と実施

##### 施設管理者の措置

各公共施設の管理者は、災害時に以下の措置を講ずる。

1. 避難等による人命や身体の安全確保
2. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）
3. 文化財の搬出（文化財施設のみ）

※避難や文化財搬出方法等はあらかじめ定めておく。

##### 町施設以外の施設の応急復旧

県道、県営河川等の町施設以外の施設災害については、町災対本部から関係の管理者に通報し、連絡をとりながら対応する。

### 鉄道施設対策

九州旅客鉄道㈱は、災害が発生、または発生のおそれがある場合、鉄道施設の応急処理、復旧、救護等の応急対策活動を行う。

##### 異常気象時等の運行

災害発生時における列車の運転規則については、「気象異常時運転規則手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。

##### 事故対策本部及び復旧本部の設置

「鉄道事故及び災害応急処理標準」により、支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。

##### 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「鉄道事故及び災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。

##### 旅客への対応

###### 避難誘導

事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

###### 案内広報等の実施

関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

##### 鉄道施設の応急復旧

現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を行い、速やかな復旧を図る。

## 上水道、下水道施設災害対策計画

##### 実施責任者

上水道、下水道施設に関する応急対策は、上下水道班及び環境農林班が行う。

##### 応急措置

“上下水道班“は、被災施設の応急復旧計画を策定し、施設の応急措置を行う。この際、優先給水や優先処理についても検討することとする。

###### 上水道施設の応急措置

各段階の実施事項

初期段階及び第２段階における実施事項は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 段階 | 実施事項 |
| 初期段階 | 1. 仕切弁を止める 2. 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） 3. 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） 4. 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） |
| 第２段階 | 1. 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 2. 各家庭における止水栓（第１止水）を止める。 3. 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 4. 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。） |

応急復旧工事の実施者

応急復旧工事は、管工事組合等の協力のもと、復旧部隊を編成して行う。ただし、被害の状況によっては、必要に応じて近隣市町等に応援を要請する。

復旧部隊の編成は以下のとおりである。

1. 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査を行う）
2. 監督員（工事監督、弁操作を行う）

応急措置内容

各施設の応急措置内容は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 箇所 | 内容 |
| 各箇所 | * 汚物等の有害物の混入を防止する。 |
| 取水施設・浄水施設 | * 被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。 |
| 送配水ポンプ施設 | * ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転措置を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。 |
| 送配水施設 | * 送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。 * 圧力管路及び自然流下水路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。 |

###### 下水道施設の応急措置

下水道施設の応急措置内容は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 箇所 | 内容 |
| 管渠 | * 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。また、工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるように指導・監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。 * 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当てる。 |
| 終末処理場及びポンプ場 | * 停電のため終末処理場及びポンプ場の機能が停止した場合、自家用発電設備等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。 |

###### 浄化槽等の応急措置

合併浄化槽等の処理機能が停止した場合、関連業者と連携し、処理施設等の早期復旧を図れるよう、必要な措置を検討する。

###### 二次災害への備え

特に、防護の必要のあるものに対しては、二次災害に備え、所要の資機材を調達し応急復旧を行う。

##### 応急対策要員、資機材の確保

原則として町災対本部の上下水道班の人員、資機材で行うが、町災対本部のみでは応急復旧が困難な場合には、管工事組合等の協力を求める。

##### 利用者への広報

利用者に対し、施設の被害状況や利用上の注意事項等を広報する。

## 公益事業等施設災害対策計画

### 電力施設災害対策

九州電力㈱は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

##### 情報の収集・集約

###### 各対策組織における情報の収集、報告

対策組織の長は災害が発生した場合、以下の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

＜上級対策組織への報告事項＞

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 報告すべき情報 |
| 一般情報 | 1. 気象、地象情報 2. 一般被害情報  * 一般公衆の家屋被害情報 * 人身災害発生情報 * 電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報等  1. 対外対応状況  * 地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況  1. その他災害に関する情報  * 交通状況等 |
| 当社被害情報 | 1. 電力施設等の被害状況及び復旧状況 2. 停電による主な影響状況 3. 復旧機材、応援、食糧等に関する事項 4. 従業員の被災状況 5. その他災害に関する情報 |

###### 上級対策組織における情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

##### 災害時の広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接住民へ周知する。

##### 応急対策要員の確保

応急対策要員の動員は以下の要領で行う。

1. 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
2. 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに対策組織で出動する。
3. 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

##### 復旧資材の確保

###### 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

1. 現地調達
2. 対策組織相互の流用
3. 他電力会社等からの融通

###### 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

##### 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。各設備の具体的応急工事は以下の要領で行う。

＜電力設備の応急工事要領＞

|  |  |
| --- | --- |
| 設備 | 応急工事要領 |
| 水力、火力発電設備 | 共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。 |
| 送電設備 | ヘリコプター、車両等の機動力を活用するとともに、仮鉄柱等により応急措置で対処する。 |
| 変電設備 | 機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。 |
| 配電設備 | 応急復旧工法による迅速的確実な復旧を行う。 |
| 通信設備 | 衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。 |

九州電力福岡営業所（住民問合せ先：電話0120-986-204　FAX092-671-9021）

### ガス施設災害対策

ガス事業者は、地震・洪水等の非常事態の発生によりガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する。

##### 復旧体制の確立

###### 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象にした待機及び非常参集体制に基づく動員を行う。

###### 救援要請

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、地震・洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となりガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、ＬＰガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る。

##### 火災対策

ＬＰガスが漏えいした場合、拡散しにくいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家毎にガス使用を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別に、または全域のガスの使用をしゃ断する等の措置をとる。

|  |
| --- |
| ※ＬＰガスの特徴  ＬＰガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の1.5倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。 |

### 通信施設災害対策

西日本電信電話㈱は、「防災業務計画」に基づき、災害時における電気通信設備の応急対策を実施し、通信の確保にあたる。NTT西日本（住民問合せ先：局番なしの「113」)

##### 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、以下の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

1. 気象状況、災害予報等
2. 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
3. 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
4. 被災設備、回線等の復旧状況
5. 復旧要員の稼動状況
6. その他の必要情報

##### 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、以下の事項について警戒の措置をとる。

1. 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
2. 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
3. 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
4. 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対して必要な措置を講じる。
5. 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
6. 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
7. その他、安全上必要な措置を講じる。

##### 通信の非常そ通措置

###### 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

1. 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
2. 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
3. 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
4. 警察、消防、その他諸官公庁等が設置する通信網との連携をとる。
5. 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

###### 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

###### 災害伝言ダイヤル｢171｣の運用

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、｢声の伝言板｣による災害用伝言ダイヤル｢171｣を提供する。

###### 災害用ブロードバンド伝言版「ｗｅｂ171｣の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「ｗｅｂ171｣を提供する。

##### 災害時における広報

###### 広報活動

災害が発生し、又は発生が予想される場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

###### 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、掲示等により直接当該被災地に周知する。

##### 社外機関との連携

災害が発生し、または発生が予想される場合には、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとり、必要に応じて、以下の事項について応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

＜社外機関への応援・協力要請事項＞

|  |  |
| --- | --- |
| 応急対策区分 | 内容 |
| 要員対策 | * 工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請 |
| 資材及び物資対策 | * 地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請 |
| 交通及び輸送対策 | * 人員または災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請 * 災害時の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請 |
| 電源対策 | * 商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保･供給の関係者への要請 |
| お客様対応 | * お客様に対する故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等についての情報提供に関する報道機関との連携 |

##### 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る

復旧対策の優先順位は以下のとおりである。

＜回線の復旧順位表＞

|  |  |
| --- | --- |
| 順位 | 復旧回線 |
| 第一順位 | 次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上   1. 気象機関に設置されるもの 2. 水防機関に設置されるもの 3. 消防機関に設置されるもの 4. 災害救助機関に設置されるもの 5. 警察機関に設置されるもの 6. 防衛機関に設置されるもの 7. 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 8. 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 9. 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 第二順位 | 次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上   1. ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 2. 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 3. 選挙管理機関に設置されるもの 4. 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 5. 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 6. 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除く。) |
|
| 第三順位 | 第一順位及び第二順位に該当しないもの |

※1：新聞社、放送事業者又は通信社の定義は、以下に示す電話サービス契約約款による。

※1：新聞社等の基準定義

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準 |
| 新聞社 | 次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社   1. 政治、経済、文化その他の公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 2. 発行部数が１の題号について、8,000部以上であること。 |
| 放送事業者 | 電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者 |
| 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（新聞社の基準すべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は広告を除く情報をいう。）を提供することを主な目的とする通信社 |

（電話サービス契約約款より抜粋）

### 放送施設災害応急対策

日本放送協会福岡放送局は、災害時に以下の応急対策活動を行う。

##### 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、必要な要員を確保する。

##### 資機材の確保

放送施設の応急対策に必要な資機材を確保するため、以下の事項を行う。

1. 電源関係諸設備の整備確保
2. 中継回線、通信回線関係の整備及び確保
3. 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備
4. あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

##### 放送施設応急対策

放送施設に被害が生じた場合には、以下の応急対策を行う。

1. 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。
2. 中継回線障害の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

1. 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

##### 聴視者対策

###### 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

###### 放送受信の確保

関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため受信機の貸与等を行い、放送受信の確保を図る。

###### 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

##### 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあっては、人員、資機材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

なお、放送施設の復旧順位については、以下に示すとおりである。

＜放送施設の復旧順位＞

|  |  |
| --- | --- |
| 第１順位 | ラジオ第１放送 |
| 第２順位 | テレビ総合放送、ＦＭ放送、ラジオ第２放送、テレビ教育放送 |

## 危険物等災害対策計画

### 危険物災害対策

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

##### 危険物施設の管理者の行う応急対策

危険物施設の管理者は以下の応急対策活動を行う。なお、各施設の管理者はこれらの応急対策活動について事前に計画を立案しておくこととする。

1. 関係機関（町、警察、消防機関）への通報
2. 初期消火等の応急措置
3. 施設内及び近辺の人員の誘導、避難の指示等
4. 警戒区域の設定
5. 広報活動

##### 消防本部、消防団の行う応急対策

消防本部及び消防団は、施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して必要な措置を講ずるよう指導する。

##### 関係機関との協力

応急対策活動は、関係機関との協力のもとに行う。また、町長は災害が広域・激甚と予測され、応援の必要があると認めた場合は、消防本部と連携して、県及び関係消防機関に応援を要請する。

緊急時の連絡系統を次ページに示す。

＜緊急時の連絡系統図＞

南部消防署（即時出動）

九州電力㈱

粕屋警察署

消防団

災害鎮圧

出動要請

町

消防本部

（通信指令室）

危険物施設

（災害発生場所）

粕屋北部消防本部

春日大野城那珂川消防本部

福岡市消防局

筑紫野太宰府消防本部

宗像地区消防本部

応援出動及び

消火剤、中和剤要請

### 高圧ガス災害対策

高圧ガスによる災害の発生、またはそのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

参考として、福岡県高圧ガス防災体制の概要及び本部機構を以下に示す。

＜福岡県高圧ガス防災体制＞

1. 目的

この体制は高圧ガスによる災害に対処し、これに伴う業務を迅速かつ的確に処理することにより公共の安全を確保することを目的とする。

1. 構成

福岡県工業保安課及び各中小企業振興事務所

福岡県防災危機管理局

福岡県警察本部及び各警察署

各市町村消防機関

社団法人福岡県高圧ガス保安協会

社団法人福岡県ＬＰガス協会

福岡県冷凍設備保安協会

福岡県エルピーガススタンド協会

九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部

1. 応援体制

高圧ガス関係保安団体は関係機関からの派遣要請を受けた場合は、防災担当者を指名して、災害現場に派遣する。

1. 身分証明

高圧ガス関係団体及び九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部の防災担当者が事故現場に立入るときは、その身分を証する腕章を呈示し、警察職員又は消防職員（団員）と協力し、適切な措置を講ずる。

1. 連絡会議

本体制の目的達成のため必要があるときは、連絡会議を開催する。

1. 事故措置

事故発生に際しては別途「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」による。

＜福岡県高圧ガス防災体制本部機構＞

|  |
| --- |
| 1. 本部は別に定める事故（Ａ級・Ｂ級）の発生状況に応じ設置する。 2. 本部は、原則として福岡県に置き、必要に応じ事故現場に現地対策本部を設置する。 3. 現地対策本部の機構は、本部機構に準じ、災害の規模に応じて編成し、現地対策本部の活動に際しては関係機関の協力を求める。 4. 事故発生の連絡通報体制は、下図のとおりとする。   事故発生当事者  発見者  その他  福岡県警察本部  警察署  110番  福岡県高圧ガス保安協会  福岡県ＬＰガス協会  福岡県冷凍設備保安協会  福岡県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽｽﾀﾝﾄﾞ協会  消防署  119番  福岡県  九州地区高圧ガス  防災協議会福岡県支部  防災指定事業所  事業所  経済産業省  九州経済産業局  応援依頼 |

### 火薬類災害対策

##### 火薬類災害に関する応急対策

町は、火薬類による災害発生、またはそのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、以下の応急対策を実施する。

1. 火薬の運搬停止等の緊急措置
2. 災害の拡大を防止するための消防活動
3. 被災者等の救出
4. 警戒区域の設定
5. 避難の指示

##### 火薬類災害に関する通報系統

火薬類災害に関する通報系統は以下のとおりである。

＜火薬類災害通報系統図＞

警察署110番

事故発生当事者

発見者

その他

消防署119番

経済産業省

福岡県

福岡中小企業振興事務所

九州経済産業局

### 毒物劇物災害対策

##### 毒物劇物災害に関する応急対策

町は、施設の管理者と密接な連携を図り、以下の応急対策を実施する。

1. 火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施する
2. 営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し汚染区域の拡大防止措置や危害防止のための応急措置を講じるよう指示する
3. 毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

##### 毒物劇物災害に関する通報系統

毒物劇物災害に関する通報系統は以下のとおりである。

＜毒劇物災害通報系統図＞

事故発生当事者

発見者

その他

警察署110番

消防署119番

福岡県

保健福祉事務所

## 農林業災害対策計画

### 農林業用施設応急対策

##### 応急対策の実施

農林業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、以下の必要な措置を要請し、事後の本復旧を推進する。

1. 浸水時の用水路やポンプ等による排水
2. 破損箇所の応急復旧
3. 流入した土砂・樹木等の除去
4. 林道の応急復旧

##### 湛水が広範囲にわたる場合の応急対策

浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。

### 農作物応急対策

##### 応急措置の実施

農作物の種類及び災害の種別に応じて、以下の応急措置を実施する。

＜農作物等に対する応急措置方法＞

| 作物 | 災害種別 | 応急措置の内容 |
| --- | --- | --- |
| 稲、麦 | 風水害  干　害 | 1. 再生産用，代作用種子，苗の確保（福岡県拠点、米麦品質改善協会等の関係機関より） 2. 防除機（高性能）による病害虫防除の指導及び実施 3. 計画的配水の実施 |
| 果樹 | 干　害 | 1. 敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆（蒸発散防止） 2. 適正結果（摘果） 3. 熟期に達した果実の収穫 4. 灌水の実施 |
| 風水害 | 1. 台風襲来前における熟期に達した果実の収穫 2. 倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 3. 土砂の除去（土砂崩れ等の場合） 4. 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 5. 病害防除の徹底 |
| 野菜 | 干　害 | 1. 若どりの実施 2. 薬剤散布 3. 液肥の施用 4. 代作の実施 5. 敷わら、敷草又は穴灌水の実施 |
| 風水害 | 1. 排水、中耕、土寄せの実施 2. 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき） 3. 土砂の洗浄、薬剤散布 4. 代作の実施 5. 病害虫防除のための薬剤の塗布 6. 防風措置の実施 |
| 花き | 干　害 | 1. 敷藁、敷草又は穴灌水の実施 2. 液肥の潅水への加用 3. 代作の実施 |
| 風水害 | 1. 排水、土寄せの実施 2. 病害防除の実施（特に地際） 3. 防風措置の実施 |
| 飼　料 | 干　害 | 1. 灌水の実施 2. 発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施 |
| 風水害 | 1. 早急に地表水の排水実施 2. 窒素主体の追肥 3. 回復の見込みがない場合、早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 4. ソルガムは秋冬作に切り替え（９月上旬以降） |
| その他 | 風水害  干　害 | 1. 苗木の確保（農業協同組合等と協力） 2. 種子の確保 |

##### 種苗の確保

町長は、災害により、農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。

##### 病害虫防除対策

病害虫による被害の拡大を防止するため、県の指導を仰ぎながら、農業改良普及センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を実施する。

### 畜産応急対策

災害時における家畜伝染病の発生予防とまん延の防止及び家畜損耗の防止のため、以下の応急措置を講ずる。

＜家畜管理のための応急措置方法＞

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 応急措置方法 |
| 感染症の予防 | 1. 家畜衛生保健所による予防注射の実施 2. 診療班（家畜衛生保健所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施 |
| 飼料の確保 | 1. 県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 2. 県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼 |

### 林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害の防止及び林産物被害の軽減に努める。

1. 被災立木竹及び土砂の除去
2. 林道破損箇所の復旧及び機能の回復
3. 病害虫の防除

* 枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病害虫の防除に努める

1. 林業用種苗の確保

* 森林組合、農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める

## 林野火災対策計画

### 火災通報

##### 住民及び関係機関等への周知・通報

町は、林野火災の発生を知った場合、あらかじめ定める出動体制を取るとともに、関係機関（周辺市町村、警察署等）への通報及び地区住民、入山者等に対する周知を行う。

また、火災の規模等が、以下に示す通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（防災危機管理局）に即報を行う。

1. 焼損面積10ha以上と推定されるもの
2. 空中消火を要請したもの
3. 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの
4. 人的被害が発生したもの
5. 近くに危険物施設などが存在し、二次災害の危険性がある場合

##### 火災通報等伝達系統

火災通報等の伝達系統は以下のとおりである。

＜林野火災通報系統図＞

火災発見者

|  |
| --- |
| 町 |
| 消防本部 |
| 森林管理者 |

森林組合等

消防団

警 察 署

②

①

農林事務所

隣接市町村

県（農林水産部）

林業振興課

農山漁村振興課

防災危機管理局

警察本部

陸上自衛隊第４師団

九州森林管理局

消防庁（防災課）

凡　　　　例

①民有林（県営林を含む）にかかる場合

②国有林にかかる場合

通常の通信系統

必要に応じての通信系統

林野庁（研究指導課）

### 消火活動体制

##### 現場指揮本部の設置

火災を覚知した町及び消防本部は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

##### 現地対策本部の設置

火災が拡大し、町では対処できないと判断されるときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

1. 応援協定に基づく周辺市町村等の応援隊の出動要請
2. 自衛隊出動要請の検討
3. 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
4. 警戒区域の指定

##### 空中消火体制

###### 関係機関への出動要請

地上隊による消火が困難と判断されるときは、県（防災危機管理局）への通報を行うとともに、以下のとおり空中消火体制の準備を行う。

1. 広域消防本部を経由して福岡市及び北九州市局消防航空隊への出動要請準備
2. 自衛隊出動要請のための準備

###### 空中消火活動の準備

円滑な空中消火を実施するため、町においては以下の事項を行う。

1. 陸空通信隊の編成
2. 林野火災用防災地図の作成
3. 空中消火補給基地の設定
4. ヘリポート等の設定
5. 空中消火用資機材等の点検・搬入

## 中高層建築物災害応急対策計画

### 警察による措置

人命救助を最重点として、本章第12節「救出計画」、その他の関係計画に基づき以下の活動を行う。

＜警察による応急活動＞

|  |  |
| --- | --- |
| 活動事項 | 内容 |
| 警備本部等の設置 | 幹部の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、警備本部を設置する。 |
| 救出救護 | 被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と消防機関、医療機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。 |
| 避難誘導 | 避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。 |
| 警戒区域の設定 | 二次災害防止を図るため、警戒区域の設定を行う。 |
| 交通規制 | 救出救護活動及び復旧活動の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。 |
| その他 | 町、その他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び死体検視等所要の措置をとる。 |

### 消防機関による措置

##### 消防活動体制の確立

中高層建築物等に係わる災害が発生した場合は、警防計画に定める「火災基本防ぎょ要領」に基づき以下のとおり消防活動体制を確立する。

1. 出動基準の決定
2. 指揮本部の設置
3. 危険度の判定
4. 関係機関との通報、連携体制の確立

##### 消防活動計画

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置または対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

###### ガス漏れ事故

ガス漏れ事故については、特に、以下の事項に留意する。

＜ガス漏れ事故対応時の留意事項＞

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 留意事項 |
| 現場到着時 | 1. 消防機関は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生か所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。 |
| ガス漏れ場所への進入時 | 1. ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30％に達した地点を進入限界区域とする。 2. 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。 3. 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。 4. 火花を発する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、エアーソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。 |

###### 火災等

火災への対応は、人命救助を最優先として行う。また、各活動にあたっては以下の事項に留意する。

＜火災対応活動時の留意事項＞

|  |  |
| --- | --- |
| 活動区分 | 留意事項 |
| 人命救助 | 1. 救助活動体制の早期確立と実施時期 2. 活動時における出動分隊の任務分担 3. 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用 |
| 消火 | 1. 高層建築物等の消防用設備等の活用 2. 活動時における出動分隊の任務分担 3. 浸水、水損防止対策 4. 排煙、進入時における資機材対策 |

##### 航空応援要請

中高層建築物火災により、消火活動及び人命救助のための特別な活動を要する場合や、ヘリコプターを使用することが極めて有効な場合については、「福岡県消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

## 災害救助法適用計画

### 救助法の適用基準

##### 町の救助法適用基準

救助法（昭和22年法律第118号）の適用は、救助法、救助法施行令（昭和22年政令225号）等の定めにより行われる。

町における救助法適用基準は以下のとおりであり、いずれかを満たした場合に救助法が適用される。

＜町の救助法適用基準＞

1. 町の住家滅失世帯数が60世帯以上であること
2. 県全区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が30世帯以上であること
3. 県全区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であること
4. 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする以下の特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと
5. 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与について特殊の補給方法を必要とすること
6. 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※④に該当する例：

* 被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
* 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

1. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又はおそれが生じた場合であって、以下の基準に該当すること
2. 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
3. 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与について特殊の補給方法を必要とすること
4. 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※⑤に該当する例：

* 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
* 交通事故により多数の者が死傷した場合
* 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
* 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

##### 救助法適用基準の充足性判断方法\*[[7]](#footnote-7)

###### 滅失世帯数の算定単位

滅失世帯数の算定は以下の基準により行う。

＜滅失世帯数の算定単位＞

|  |  |
| --- | --- |
| 被害の程度 | 算定単位 |
| 住家が全壊、全焼または流出した世帯 | 1 |
| 住家が半壊、半焼した世帯 | 2世帯をもって1とする |
| 住家が床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯 | 3世帯をもって1とする |

###### 被害の程度の認定基準

住家の被害程度の認定は以下の基準により行う。

＜住家の被害程度認定基準＞

|  |  |
| --- | --- |
| 被害区分 | 基準 |
| 全壊、全焼または流出 | 住家の損壊（焼失）又は流失した程度が１棟の延床面積の70％以上に達したもの  また、全壊、全焼に達しない場合でも、残存部分に補修を加えても再使用できないもの |
| 半壊または半焼 | 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20％以上70％未満の場合であって、その部分を修理することによって住家として使用できるもの |
| 床上浸水 | 浸水がその住家の床上に達した程度のもの  全壊又は半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの |

###### 住家、世帯の定義

住家、世帯の定義は以下のとおりである。

＜住家、世帯の定義＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 語句 | 定義 | 備考 |
| 住家 | * 人が起居できる設備のある建物 * または現に人が居住のため使用している建物 | 必ずしも１棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して１棟とする。  なお、社会通念上住家と称せられる程度であることを要しない。従って学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。 |
| 世帯 | * 生計を一つにしている実際の生活単位 | 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。又主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、生活共同体を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。 |

### 災害救助法の手続き

##### 救助法の適用申請

救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。救助法の適用申請要領は以下のとおりである。

1. 町における被害が第１項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込であるときは、町長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込を知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
2. 救助法適用の要請を受けた知事は、県災対本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう町長に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。
3. 知事は、災害による被害が第１項に該当する場合に救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣と協議する。
4. 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

＜知事への報告事項＞

|  |
| --- |
| 1. 災害発生の日時及び場所 2. 災害の原因及び被害の概況 3. 被害状況調（様式１） 4. 法適用（見込）市町村名及び年月日 5. すでにとった救助措置及びとろうとする措置 6. その他必要事項   ※様式は「災害救助法による救助の実施について（昭和40年５月11日社施第99号）」による |

##### 救助に要した費用の請求

###### 帳簿の作成\*[[8]](#footnote-8)

町において救助法に基づく救助を行う場合、救助に要する費用は町が一時繰替支弁をする。この場合において、町は以下の帳簿を作成するとともに、支払証拠書類も整理しておく。

1. 救助の種目別物資状況
2. 避難所設置及び収容状況
3. 炊出し給与状況
4. 飲料水の供給簿
5. 物資の給与状況
6. 救護班活動状況
7. 病院診療所医療実施状況
8. 助産台帳
9. 被災者救出状況記録簿
10. 住宅応急修理記録簿
11. 学用品の給与状況
12. 埋葬台帳
13. 死体処理台帳
14. 障害物除去の状況
15. 輸送記録簿

※様式は「災害救助法による救助の実施について（昭和40年５月11日社施第99号）」による

###### 繰替支弁金の請求

町は、救助費を繰替支弁した場合には、救助に関する業務の完了後60日以内に以下の書類を知事に提出する。

また、同費用の概算払いを受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書を、清算を行うときは災害救助費繰替支弁金清算払請求書を、以下のイ～オの書類を添えて知事に提出する。

1. 災害救助費繰替支弁金請求書
2. 救助業務に要した経費算出内訳
3. 決定報告による被害状況調
4. 災害救助費繰替支弁状況調
5. 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写

### 救助の実施

救助法に基づく救助は知事により実施され、町長は知事の補助機関として必要な事務を行う。また、知事から救助の実施について一部委任を受けた場合においては、町長が救助を実施する。

なお、救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより町長が実施する。

##### 救助の種類

救助法による救助の種類及びそれぞれの担当班は以下のとおりである。

＜救助の種類及び担当班＞

|  |  |
| --- | --- |
| 救助の種類 | 担当班 |
| 避難所及び応急仮設住宅の供与 | 土木建築･教育 |
| 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 | 福祉・経済、教育、上下水道 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 福祉・経済 |
| 医療及び助産 | 福祉・経済 |
| 被災者の救出 | 各班 |
| 被災した住宅の応急修理 | 土木建築 |
| 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 | 環境農林、福祉・経済 |
| 学用品の給与 | 教育 |
| 埋葬 | 福祉・経済 |
| 死体の捜索及び処理 | 総括、福祉・経済 |
| 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | 環境農林、土木建築 |

##### 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準\*[[9]](#footnote-9)

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

### 災害対策基本法の定める応急措置

##### 応急措置についての責任（基本法第62条第１項）

町長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとするときは、法令、または本計画の定めるところにより、消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎょし、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

##### 関係機関への出動命令

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、または本計画の定めるところにより、消防機関及び水防団への出動準備・出動の指示を行い、また、警察官若しくは海上保安官の出動を要請する等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。（基本法第58条）

##### 事前措置

町長は、設備または物件の占有者、所有者、または管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示する。（基本法第59条）

##### 警戒区域の設定権（基本法第63条）

町長は、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

##### 工作物等の使用、収容等

町長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、町内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

なお、町は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第64条）

1. \* ● 資料 3.14.1「町内主要医療機関一覧」 [↑](#footnote-ref-1)
2. \* ● 資料3.14.2「医療、助産活動に必要な携行資材一覧」 [↑](#footnote-ref-2)
3. \* ● 資料3.16.1「給水車・給水用機械・給水タンク保有数量」 [↑](#footnote-ref-3)
4. \* ● 資料3.20.1「災害時における交通の規制にかかる標示の様式」 [↑](#footnote-ref-4)
5. \* ●　資料 3.21.1　「町有車両一覧表」 [↑](#footnote-ref-5)
6. \* ●　資料 3.21.2　「緊急通行車両の証明書等（様式２～４）」 [↑](#footnote-ref-6)
7. \* ● 資料3.4.2「被害認定基準」 [↑](#footnote-ref-7)
8. \* ●　資料3.36.2「救助事務の処理に必要な帳簿様式」 [↑](#footnote-ref-8)
9. \* ●　資料3.36.1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」 [↑](#footnote-ref-9)